

## 福岡県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載要領

### (目的)

第1条 この要領は、福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第2条（5）に規定する評価調査者の登録名簿作成等を定めることを目的とする。

### (登録名簿)

第2条 福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下「福岡県推進機構」という。）は、評価調査者としての要件を満たす者の氏名、評価区分、所属評価機関等を記載した一覧表を、福岡県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿（以下「登録名簿」という。）として管理し、インターネットの福岡県推進機構のホームページ上で公表する。

### (登録名簿への登載)

第3条 福岡県推進機構は、認証要綱第2条（5）アのa又はbに該当し、かつ認証要綱第2条（5）イに該当する者について登録名簿を作成する。

2 前項に該当する者の登録名簿への登載は、評価調査者登録申請書（様式1）により行い、当該研修を修了したことを証する書類及び必要な実務経験又は資格を証する書類を添付するものとする。

### (評価調査者登録証明書)

第4条 福岡県推進機構は、評価調査者が評価業務に従事する場合に、事業者及び利用者等に提示しその身分を明らかにする評価調査者登録証明書（様式2）について、登録名簿に登載することにより交付する。

### (登録名簿からの削除)

第5条 福岡県推進機構は、登録名簿に登載した評価調査者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録名簿から削除する。

(1) 評価調査者登録削除申請書（様式3）により本人から申し出があったとき。

(2) 評価業務実績がないか、又は著しく少ない場合で削除することが適切と判断されるとき。

(3) 不正な行為を行う等評価調査者としてふさわしくないと認められるとき。

2 前項（2）から（3）に該当して削除しようとするときは、「第三者評価機関認証委員会」（以下「認証委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(登録名簿への再登載)

第6条 前条の規定により、登録名簿から削除された者が、再度登録名簿への登載を希望する場合には、原則として再度養成研修を受講するものとする。

但し、削除の事由に応じて次の各号のとおりとする。

- (1) 第5条(1)に該当する場合で1年以内に再度の登載を希望する場合は、養成研修を受講することを要しない。
- (2) 第5条(3)に該当する場合にあっては、削除に当たって認証委員会の意見を聴いて定めた年限の間、再登載を行わない。

附 則

この要領は、平成20年3月6日から施行する。

この要領は、平成24年8月1日に改正し、同日から施行する。

この要領は、令和6年2月14日に改正し、同日から施行する。